

1. 独立行政法人の概要（その1）

NO.	38	所管厚労省	法人名	独立行政法人勤労者退職金共済機構	職員の身分	非国家公務員
法人概要	<p>中小企業退職金共済制度の運営及び勤労者の計画的な財産形成の促進業務を行うことを目的とする法人として設置されるものであり、当該目的を達成するため、次の業務を行うこととされている。</p> <p>1 中小企業退職金共済事業（附帯する業務を含む）を行うこと。</p> <p>2 勤労者財産形成持家融資業務（附帯する業務を含む）を行うこと。</p>					
沿革	<p>昭和34年7月1日 中小企業退職金共済事業団設立。</p> <p>昭和39年10月15日 建設業退職金共済組合設立。</p> <p>昭和42年9月1日 清酒製造業退職金共済組合設立。</p> <p>昭和56年10月1日 建設業退職金共済組合と清酒製造業退職金共済組合を統合して、建設業・清酒製造業退職金共済組合となる。</p> <p>昭和57年1月1日 林業退職金共済事業を開始することに伴い建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合と変更。</p> <p>平成10年4月1日 中小企業退職金共済事業団と建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合を統合して、勤労者退職金共済機構となる。</p> <p>平成15年10月1日 独立行政法人勤労者退職金共済機構設立。</p> <p>平成23年10月1日 独立行政法人雇用・能力開発機構の解散に伴う業務移管により勤労者財産形成事業を開始。</p>					
中期目標期間	平成25年4月～平成30年3月（5年間）					
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
役員総数〔官庁OB〕（現役出向）（4/1時点）		7	7	6	6 [1] (0)	
常勤役員数		6	6	5	5	
非常勤役員数		1	1	1	1	
常勤職員数〔官庁OB〕（現役出向）（4/1時点）		255	255	269※	267 [0] (5)	
うち間接部門		32	32	33	31	
うち事業部門		223	223	236	236	
非常勤職員数（官庁OB）（4/1時点）		181 (5)	124 (2)	139 (1)	119 (0)	
給与水準【事務・技術職員】（年齢・地域・学歴勘案）		112.7 (100.3)	113.8 (101.5)	117.4 (105.0)	－ (－)	
給与水準【研究職員】（年齢・地域・学歴勘案）		－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	
年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
予算/決算		決算	決算	決算	当初予算	
国からの財政支出額の推移（百万円）						
一般会計（百万円）		－	－	－	－	
うち運営費交付金		－	－	－	－	
うち施設整備費補助金		－	－	－	－	
うち施設整備以外の補助金・交付金		－	－	－	－	
うち委託費		－	－	－	－	
うち出資金		－	－	－	－	
特別会計（労働保険特別会計）（百万円）		8,480	9,055	9,006	8,898	
うち運営費交付金		－	341	421	33	
うち施設整備費補助金		－	－	－	－	
うち施設整備以外の補助金・交付金		8,480	8,714	8,585	8,865	
うち委託費		－	－	－	－	
うち出資金		－	－	－	－	
計		8,480	9,055	9,006	8,898	
支出額の推移（百万円）		455,508	582,854	694,408	780,320	
収入額の推移（百万円）		565,524	721,420	704,070	748,661	
国の財政支出/収入額（％）		1.5%	1.3%	1.3%	1.2%	
財務データ（平成24年度、百万円）	資産合計	5,619,926	うち流動資産	3,076,413		
	負債合計	5,481,333	純資産合計	138,594	うち利益剰余金	138,505

※平成23年度比で職員数が増加した要因は、(独)雇用・能力開発機構廃止に伴う財産形成促進事業移管につき、平成23年10月1日付けで職員を採用したため。

1. 独立行政法人の概要（その2）

NO.	38	所管厚労省	法人名	独立行政法人勤労者退職金共済機構
-----	----	-------	-----	------------------

○事務・事業の構造等（平成25年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容及び②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成24年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (平成24年度決算)		特定関連会社・公益法人への支出 (百万円)（平成24年度） (※)		
			内訳	(名称)	(額)	法人名	額
中小企業退職金共済事業	①事業の内容 中小企業退職金共済法（以下「法」という）第70条第1項第1号に基づき、中小企業退職金共済事業を実施。 国は、基幹的業務に係る事務的経費、法第83条に基づく掛金助成について補助。 ②根拠法令 法第70条第1項第1号、第83条	447,298	合計		456,905	(社)全国労働保険事務組合連合会	8
			国費	労働者福祉対策事業費補助金	8,182	(社)全国中小企業勤労者福祉サービスセンター	2
				自己収入	掛金収入等	448,724	
勤労者財産形成促進事業 (平成23年10月1日～)	①事業の内容 ア 法第70条第2項第1号に基づき、勤労者財産形成促進法第9条に規定する財産形成持家融資事業を実施。 イ 経過措置事業として、以下の業務を実施。 (ア) 財形教育融資の貸付金の回収 (イ) 財形助成金の支給 (ウ) 雇用促進融資の貸付金の回収 (イ)・(ウ)については運営費交付金に加え、国庫補助金により補助。 ②根拠法令 法第70条第2項第1号、勤労者財産形成促進法第9条、法附則第2条第1項第2号～4号	247,109	合計		247,165		
			国費	運営費交付金	421		
				勤労者財産形成促進事業費補助金（経過措置）	1		
自己収入	雇用開発支援事業費等補助金（経過措置）	403					
			借入金	155,761			
			回収金収入	79,034			
			貸付金利息収入	11,511			
			雑収入	35			

※支出額100万円以下のものは除く

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳）
<平成24年度決算合計>

特別会計	法人合計（百万円）	合計			
		合計	労働保険特別会計		
中小企業退職金共済事業		9,006	9,006	-	-
勤労者財産形成促進事業		8,182	8,182	-	-
		824	824	-	-

1. 独立行政法人の概要（その3）

NO.	38	所管	厚労省	法人名	独立行政法人勤労者退職金共済機構
-----	----	----	-----	-----	------------------

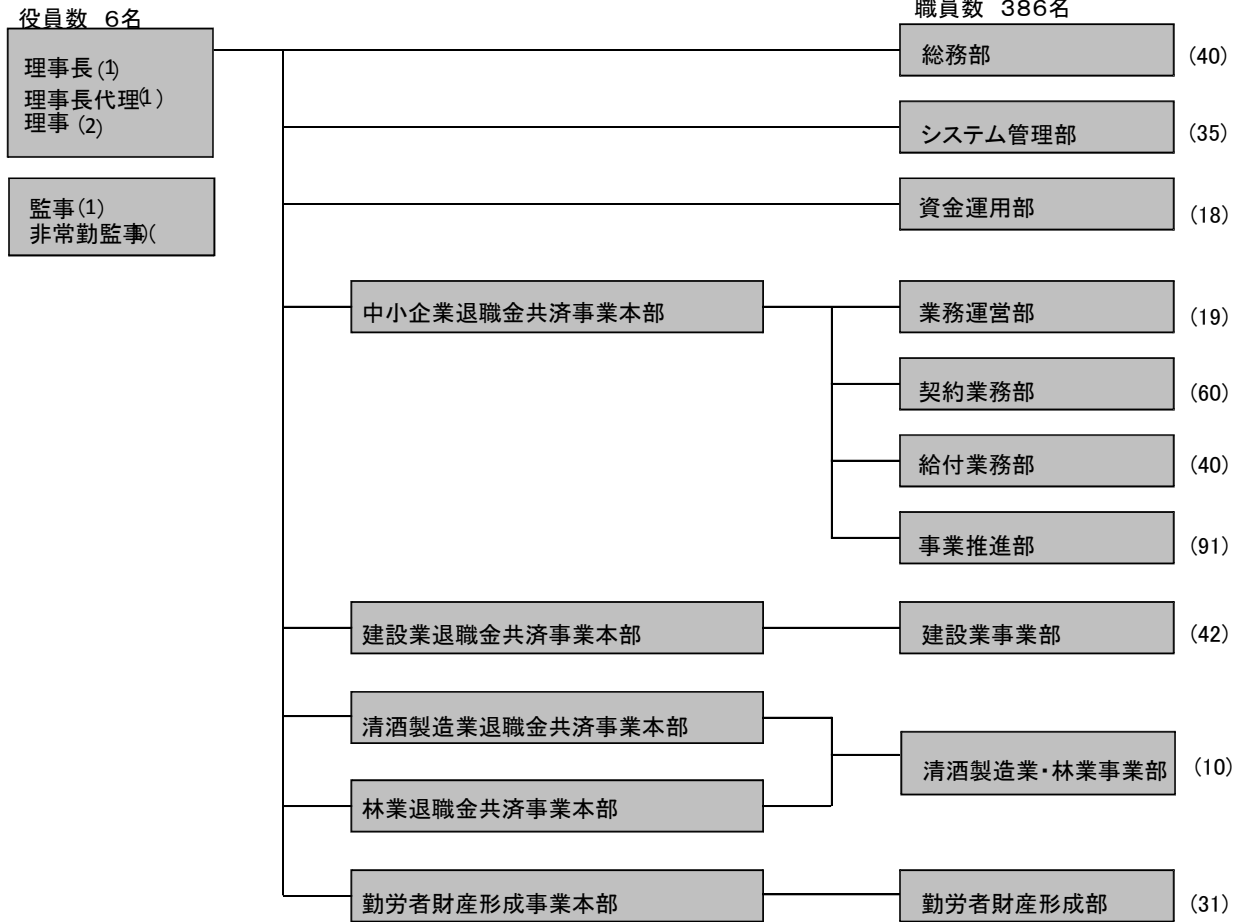
○組織図及び職員数（平成25年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 組織図

（所在地：東京都豊島区東池袋1-24-1）

※ 平成24年度に自社ビルを売却し、移転

H25.04.01現在



No.	38	所管	厚生労働省	法人名	独立行政法人勤労者退職金共済機構
-----	----	----	-------	-----	------------------

1. 独立行政法人の概要（その4）

○国の政策実施機関としていかなる政策体系の中に法人がいかに位置づけられているのか、また、法人の業務について我が国の成長や国民の安全・安心の確保等の観点からいかなる成果をあげているか

・退職金は、勤労者の退職後の生活の安定のため重要であるが、大企業と中小企業ではその普及状況に大きな格差が存在。このため、勤労者に確実に退職金が支給される仕組みとして、昭和34年に、最低賃金制度と並ぶ中小企業労働者政策の柱として中小企業退職金共済制度を設けたところ。現在も中小企業における勤労者福祉の向上は国の重要な政策課題の一つであり、国が法令により退職金や掛金等の事項を定めているところ。

・中小企業退職金共済制度は、長期間にわたり（退職者の平均加入期間は約10年（平成24年度末））、事業主からの掛金の納付及び資産の運用管理（約5兆円（平成24年度末））を行うとともに、多額の退職金を確実に退職者に給付する必要（約34万人に対し、計4,300億円を支給（平成24年度））。本制度を着実に実施するため独立行政法人勤労者退職金共済機構がその運営を担っているところ（現在、累積欠損金は解消）。

・現在、中小企業からの信頼に基づき多くの利用者が存在しているところ（加入企業54万社、加入者数620万人（平成24年度末））。

○独立行政法人として発足する以前との比較において、独法制度を活用することによりどのようなメリット・デメリットがあったか

国が自ら主体となって直接実施する必要はない事務に関し、主務大臣が定める中期計画を通じて、中小企業退職金共済制度の運用等に関し目標を設定し、定期的に事後評価を行うことにより、制度を実施する上で、適切な業務運営を行うことが可能となった。

具体的には、中期計画に基づき累積欠損金の解消に向けて資産運用を行った結果、平成24年度末をもって、中小企業退職金共済における累積欠損金が解消された。

業務運営や役員の任免について国が関与し、任意に解散されない仕組みである独立行政法人形態での運営は中小企業からの信頼に基づき多くの利用者が存在。特に厳しい経済状況にもかかわらず、被共済者（勤労者）数は、中期計画期間中（平成20年～平成24年）において、約29万人増加した。

○関連する行政事業レビューシート（平成25年度）

府省名	事業番号	事業名
厚生労働省	441	中小企業退職金共済等事業に必要な経費(労災勘定)
厚生労働省	442	中小企業退職金共済等事業に必要な経費(雇用勘定)
厚生労働省	443	独立行政法人勤労者退職金共済機構運営費交付金に必要な経費
厚生労働省	504	雇用促進融資業務

○法人の業務における民間委託の状況

①内部管理業務(調達、給与、研修など)、庁舎管理業務、システム関連業務

業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先
	別紙参照		

②①以外の業務

業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先
	別紙参照		

○法人の業務における民間委託の状況(別紙)

①内部管理業務(調達、給与、研修など)、庁舎管理業務、システム関連業務

業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先
退職給付債務の計算に係る経費	厚生年金基金に係る年金債務の計算	1,143,187	三井住友信託銀行(株)
役員秘書業務	役員秘書業務	4,349,846	マンパワーグループ(株)
退職金共済業務・システム最適化計画実施に係る工程管理及びシステム部門支援業務	退職金共済業務システム最適化計画に係る支援業務	5,544,000	(株)エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所
会計監査業務	会計監査業務	12,880,010	有限責任あずさ監査法人
「退職金共済業務・システムに係る業務・システム最適化計画」の実施に係るCIO等に対する支援・助言等のCIO補佐官業務	退職金共済業務システム最適化計画に係る支援業務	19,958,400	新日本有限責任監査法人
事務所清掃費	本部事務所事務室の清掃他	13,641,712	大星ビル管理(株)外
電話管理業務	電話システムの構築・維持管理業務	33,284,338	扶桑電通(株)外
システム維持経費	退職金共済制度、財形システムの開発、改修、運用にかかる業務	418,934,732	(株)日立製作所外
採用試験	職員採用試験に係る問題作成・提供等の業務	1,967,700	(株)リクルート外
職員研修	職員の研修	1,177,800	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)外
機器の保守作業	事務用機器の修理及び維持管理	4,910,605	テクノ・トッパン・フォームズ(株)外

○法人の業務における民間委託の状況(別紙)

②①以外の業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先
新規・追加申込書DVD登録作業	中退共制度申込書の画像化及びDVD登録業務	1,254,463	(株)ICCデータプラス
中小企業退職金共済制度加入企業の実態に関する調査	中小企業退職金共済制度加入企業に対する調査	2,602,971	Transbird(株)
情報統合サービス・統合レポートに係る業務委託	資産運用の情報を一元的に管理することを目的とし、委託する運用機関もしくは資産管理機関から運用情報を集約し、整理・分析して提供する。	3,187,800	資産管理サービス信託銀行(株)
資産運用に係るコンサルティング業務委託	退職金共済制度における資金運用に係る基本ポートフォリオの検証、委託運用機関の評価業務	9,919,350	みずほ総合研究所(株)
口座振替事務代行業務	金融機関への中退共制度掛金振替事務の代行業務	13,645,800	エヌ・ティ・ティ・コムウェア・ビルングソリューション(株)
口座振替請求通知状発行業務	中退共制度掛金請求はがき及び振替結果はがき発行業務	35,949,456	トッパン・フォームズ(株)
電話相談応答業務委託	電話交換業務・共済制度相談業務委託	51,960,733	(株)ベルシステム24
退職金未請求業務	退職金未請求者の請求業務及びその付帯業務	2,804,227	富士ソフトウェアサービスビューロ(株)外
封入封緘発送作業	広報資料等の封入発送作業	56,267,504	(株)東伸社外
広告制作費	退職金共済制度等の周知用のバフレッツ、ポスター等に係る制作費	40,359,936	(株)CNインターボイス外
退職金共済制度申込取扱業務	退職金共済制度申込書受付業務委託	60,079,320	北海道商工会連合会外
退職金共済制度代理店業務	退職金共済制度申込書受付、掛金収納業務委託	307,995,135	(株)みずほ銀行外
労働者住宅設置資金管理・回収業務	労働者住宅設置資金に係る管理回収業務委託等	52,121,656	(独)住宅金融支援機構外
財形住宅債券発行業務	財形住宅債券発行に係る業務委託	23,893,122	三井住友銀行外
財形融資貸付・回収業務	財形融資の貸付・審査融資等業務に係る業務委託	332,687,598	(独)住宅金融支援機構外
退職金共済制度取扱業務	契約、更新等に係る業務委託	1,270,972,000	北海道建設業協会外
通知書の作成・発送業務	新規被共済者に対する加入通知書及び退職金振込通知書の作成・発送業務	3,428,954	ナカバヤシ(株)
共済証紙の適正な貼付を図るための調査	就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図り、共済手帳の更新など適切な措置を要請するための調査の委託	2,024,926	(株)日比谷コンピュータ
長期未更新者への調査	過去3年間共済手帳の更新のない被共済者に対し、その住所の把握に努め、共済手帳の更新、退職金の手続きをとるよう要請するための調査の委託	2,461,360	(株)日比谷コンピュータ
入力審査等に係る業務	特退共に係る契約、保全・給付業務において申請事項を承認するためのデータ入力及び審査補助等の業務並びに掛金収納書の画像取込み及びデータ入力業務	60,016,519	共同印刷(株)
その他	会議に係る速記、アンケート集計業務、帳簿製本業務等	4,232,655	(株)アート録音外

No.	38	所管	厚生労働省	法人名	独立行政法人勤労者退職金共済機構
-----	----	----	-------	-----	------------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

（1）独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）について	
① 措置内容	<ul style="list-style-type: none"> 法人のガバナンスの効率化を図るため、役職員の人員配置や組織の在り方など、内部統制の強化を含む業務運営体制の抜本的な見直しを行い、具体的な取組を次期中期目標に定める。 適格退職年金からの移行業務の終了時に、担当組織の廃止を図る。
② これに対する現時点での考え方	<ul style="list-style-type: none"> 資産運用業務については、各事業の資金運用部門を24年度に資金運用部として一元化し、業務運営の効率化や運用に係る知識・情報の共有化による運用体制の強化を図った。 適格退職年金移行担当組織（7名）を23年度末に廃止した。また、管理業務の見直しにより、23年度末に総務部の職員を1名削減した。
（2）独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）について	
① 措置内容	高度なガバナンスの仕組みを措置した金融業務型の成果目標達成法人とする。
② これに対する現時点での考え方	本基本方針の政府全体における取扱いを踏まえつつ、制度の安定・着実な運営を確保する観点から検討
（3）政策評価・独立行政法人評価委員会及び会計検査院による指摘事項	
① 指摘事項	<p>●政策評価・独立行政法人評価委員会による指摘事項</p> <p>【事務及び事業の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職金未請求者の縮減等を図るため、新たな長期未請求者等の縮減方策を検討する。 被共済者データベースを抜本的に改修し、長期未更新者の現状を把握するものとし、次期中期目標等において、同データベースの改修内容、時期を明記する。 累積欠損金の確実な解消を図るため、次期中期目標期間において、付加退職金の仕組みや予定運用利回りの変更を検討した上で、「累積欠損金解消計画」の必要な見直しを行う。 <p>【業務全般に関する見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> 既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組についても着実に実施する。
② 対応状況	<p>【事務及び事業の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> 長期未更新者の現状把握を目的に、平成27年度までに被共済者データベースを抜本的に改修することとしている。 被共済者の退職時の住所情報の把握の徹底を図った上で、当該情報を活用し、未請求となっている被共済者への請求勧奨を実施するとともに、退職金請求の可能性が低い長期未請求者及び長期未更新者について、新たな長期未請求者及び長期未更新者数の縮減方策を検討する。 <p>・累積欠損金の確実な解消を図った結果、平成24年になって一般の中小企業退職金共済事業における累積欠損金は解消した。</p> <p>【業務全般に関する見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> 顧客のニーズに即した相談対応、情報提供を行い、サービスを一層向上させることとしている。

No.	38	所管	厚生労働省	法人名	独立行政法人勤労者退職金共済機構
-----	----	----	-------	-----	------------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その2）

（4）（1）～（3）を踏まえた各府省としての組織見直しの考え方について

〔 個々の法人の事務・事業の全部又は一部の民間開放や他の主体への移管が可能な場合には、その旨についても記載。 〕

1. 民営化について

（1） 総論

昭和34年に最低賃金制度と並ぶ中小企業労働者政策の重要な柱として創設された中小企業退職金共済制度は、中小企業における退職金制度の確立を支援することにより、中小企業の労働者の退職後の生活の安定を図るとともに、中小企業と大企業との格差の解消等を通じその振興を図ることを目的とした国の重要な施策である。特に退職金は就業規則に定めた場合は労働基準法上の賃金とみなされ、支払いの確実な実施は法的義務（刑事罰をもって担保）との位置付けを有しており、制度の安定・着実な運営が不可欠。

このため、公共上の見地から継続的かつ着実に制度を実施することが必要であり、事務事業の変更や解散を任意に行える民間法人では事業の継続性が担保されず、制度の実施主体として適切ではない。

さらに、同制度における退職金の額等は法令により定められており、見直しに当たっては労使が参画する審議会の中で真摯な検討を実施。その上で決定された退職金は当該法令に基づき確実に支給される必要があるが、これを経営判断の自由度の高い民間法人により行わせることは極めて困難である。

（2） 特定業種退職金共済制度について

特定業種退職金共済制度は、事業運営上の特殊性から期間を定めて雇用される従業員に依存することが大きい業種について、その業界全体を一つの企業と見なし、業界退職金ともいえる制度を国が措置したもの。その実施を民間に委ねることは、以下の理由から困難である。

- ① 国の有期雇用者に対する福祉施策が後退したと受け止められること。
- ② 退職金共済の実施機関又は当該退職金共済に係る資産運用を行っている金融機関が破綻した場合、期間雇用者の退職金に大きな影響を与えることになるとともに、その可能性に対する雇用者の不安感は大きなものと考えられること。
- ③ 全国に存在する特定業種に所属する勤労者が制度の恩恵を受けられるよう、全国均一に制度を実施する必要があるが、必ずしもその体制が整っていない業界の民間団体に強いることになること。

（3） 財形持家融資制度について

財形持家融資制度は、財形貯蓄と相まって、勤労者の持家取得を事業主と国の支援により促進し、勤労者生活の安定を図ることを目的とする制度である。これは、勤労者の自助努力を基本に、事業主の支援を得て、それを国が後押しすることで、勤労者の持家取得を推進するものであるが、勤労者の生活をめぐる状況が依然として厳しい中、勤労者と自営業者の間の持家格差は依然大きく、また、高齢化が進展するなかで老後の生活への準備の必要性が高まるなど、生涯生活設計の下での勤労者の資産形成の重要性は一層増大しているため、公共上の見地から引き続き国が関与する必要がある。

また、その実施にあたり、法律により事業主への協力義務及び金融機関に対する債券の応諾義務を課していることから、民間法人は制度の実施主体として適切ではない。

（4） 結論

以上の点から、勤労者退職金共済機構が行っているこれらの事務・事業を民営化することは極めて困難である。

2. 他法人への移管について

（1） 総論

中小企業退職金共済制度及び財形持家融資制度は、いずれも勤労者福祉の向上の観点から実施されている、労働政策の重要な柱の一つであり、制度を所管する主体については、このような制度を的確に実施できるものであることが不可欠。

（2） 中小企業退職金共済制度について

中小企業退職金共済制度においては、公労使から構成される労働政策審議会を通じた労使のガバナンスにより監視され、勤退機構がその運営を担ってきたところ。勤労者にとり重要な労働条件である退職金の制度を実施するにあたっては、このようなガバナンス体制が必要不可欠である。

また、5兆円もの多額の資産を運用する必要のある中小企業退職金共済制度を実施するにあたっては、理事も含めた組織全体で専門的・機動的に対応することが必要不可欠であるが、これを他法人に移管し、その法人における業務の一部として位置づけた場合、それが困難となる。

（3） 財形持家融資制度について

財形持家融資制度は、勤労者退職金共済機構が、中小企業の従業員の福祉を増進するため中小企業退職金共済制度を運営している法人であり、勤労者の福利厚生の実現に関するノウハウを有していると判断されたことから、平成23年度に廃止された「雇用・能力開発機構」から移管されたもの。これを他法人に更に移管するとなれば、当時の行革の経緯に反することとなる。

（4） 結論

以上の点から、勤労者退職金共済機構が行っているこれらの事務・事業を他法人へ移管することは極めて困難である。

No.	38	所管	厚生労働省	法人名	独立行政法人勤労者退職金共済機構
-----	----	----	-------	-----	------------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その2）

3. 組織及び事務・事業の見直しの経緯及び現状について

(1) 機構の組織については、これまでの類似の指摘を踏まえ、随時見直しを行っている。

- 平成10年
- ・ 「行政改革プログラム（平成8年12月25日閣議決定）」に基づき、当時の中小企業退職金共済事業団と、建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合を統合
 - ・ 各共済組合に置かれていた総務部門を、一つに統合
- 平成24年
- ・ 清酒製造業退職金共済事業本部及び林業退職金共済事業本部の各事業部を統合
 - ・ 各事業本部に置かれていた資金運用部門を、一つに統合
 - ・ 適格退職年金の廃止に伴い、担当職員を削減
 - ・ 自社ビルを売却、新事務所に移転

(2) 「独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）」で指摘された事項をはじめとする事務・事業の見直し（未請求退職金の発生防止のための具体的な対策としての住基ネット等の活用及び建設業退職金共済事業等における退職金支給要件である掛金納付月数の緩和等）について、検討を行っている。

No.	38	所管	厚生労働省	法人名	独立行政法人勤労者退職金共済機構
-----	----	----	-------	-----	------------------

3. 独立行政法人制度の見直しについて

独立行政法人改革に関する中間とりまとめ～行政改革推進会議での中間的整理のために～（平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会）に関して特段の意見・コメントがあれば記載（制度面のみならず、運用面の見直しを含む）

—